

摂津市民文化ホール（くすのきホール）における
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和5年2月1日

摂津市民文化ホール

摂津市民文化ホール（くすのきホール）における新型コロナウイルス 感染防止対策ガイドライン

令和5年2月1日

1. 目的

このガイドラインは、公益財団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和5年1月4日）」及び大阪府「感染拡大予防にかかる標準的対策【劇場等（劇場・映画館・演芸場）、貸会議室】（令和2年5月）」、並びに大阪府からのイベント開催等における感染防止対策について（令和4年12月26日）に基づき、摂津市民文化ホール（くすのきホール）を使用するにあたっての、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策をまとめ、摂津市における対策を示すものです。

なお、本ガイドラインは今後の感染の動向や国及び大阪府の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

摂津市民文化ホール（くすのきホール）の使用にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ホールを使用して開催するコンサート、講演会及び発表会等のイベント（以下「公演等」という。）の規模や内容等を十分に踏まえ、主催者と相互に協力・連携しつつ、最大限の対策を講じる必要があります。

3. 使用者が講じる対策

（1）公演等開催日までの事前対策

飛沫感染、接触感染を防ぐための徹底した対策を行うことができるよう検討し、公演等の開催日もこれらの対策を徹底して下さい。

特に高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合の重症化リスクが高いことから、それらの方が来場すると見込まれる場合には、より慎重な対応を検討し、徹底して下さい。

①対策の検討と徹底

公演等の主催者において、公演等開催日の事前に以下の点を十分に検討し、公演等開催日の当日においてもそれらの対策を徹底して下さい。

<p>□ 摂津市の感染の収束状況、公演等の内容、上演時間、想定される観客層等を考慮し、必要となる感染防止対策を講じたうえで、収容定員までの観客（収容率100%以内、最前列等の収容については以下の項目で記載）とすることが可能です。</p>
<p>□ 楽屋及び出演者の控室または練習場所として使用する場合における練習室・展示室・会議室の収容率については、大声での発生が伴わない利用については、必要となる感染防止対策を講じた上で、定員までの利用として下さい。一方で、条件が担保されない場合は、定員を制限してください。</p>
<p>□ 客席の最前列は、舞台上の発声を伴う出演者立ち位置から客席の最前列までを2m以上(最低でも1m)を確保して下さい。</p>
<p>□ 来場者には、施設に入館する際にマスクの着用を徹底して下さい。</p>
<p>□ 座席は可能な限り指定席とし、主催者で客席の状況を管理調整できるようにして下さい。</p>
<p>□ チケットのもぎりを行う場合は、適宜手指消毒をして下さい。</p>
<p>□ 練習室等での大きな声出しや激しい動きを伴う練習での利用には、特に注意をして下さい。</p>
<p>□ 終演時には、客席のブロックごとに退場を順次案内するなど、密集及び密接を回避するよう誘導整理を行って下さい。</p>

② 入場制限等に関する事前告知

<p>□ 来場者には、検温の実施（検温は自宅を出る前及び入館時の2回実施することが望ましい。）及び体調を確認し、以下の場合は入館をお断りすると共に事前に周知して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5度以上の発熱がある場合 ・ 咳やのどの痛みなどの症状がみられる場合や体調不良の方がいる場合 ・ PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

(2) 当日の対策

事前に検討した感染対策その他、次のような具体的対策を徹底すると共に、来場者及び関係者に周知を徹底して下さい。

また、感染が疑われる人が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、指示に従って下さい。

① 来場者への対策

<input type="checkbox"/> マスクの着用、咳エチケットを周知徹底して下さい。
<input type="checkbox"/> こまめな手洗い、手指の消毒を周知徹底して下さい。
<input type="checkbox"/> 机・イス等の共用物品は最小限に使用し、定期的に消毒を行って下さい。
<input type="checkbox"/> 場内での会話は控えるよう周知して下さい。
<input type="checkbox"/> 入待ち、出待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けて下さい。
<input type="checkbox"/> パンフレット、チラシ、アンケート等の配布を行う場合は、適宜手指消毒を行って下さい。
<input type="checkbox"/> その他、主催者が係員を配置して適切な誘導、案内に努め、特に入退場時の密集及び密接緩和を徹底して下さい。

② 出演者、スタッフの対策

<input type="checkbox"/> スタッフの人数は、催し物の運営に必要なかつ適切な人数として下さい。
<input type="checkbox"/> 出演者、スタッフは自宅を出る前に各自検温を行うこととし、発熱、咳、のどの痛み等の症状があり、体調不良の方は自宅待機とするようにして下さい。 また、来館後において同様の症状が出た場合には、直ぐに退館するようにして下さい。
<input type="checkbox"/> 主催者は、出演者及びスタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握して下さい。
<input type="checkbox"/> 舞台上の表現形態に応じて、出演者間でも十分な間隔を取るなど、可能な限り感染防止に努めるようにして下さい。 また、舞台上の出演者を除きマスクの常時着用を原則として下さい。
<input type="checkbox"/> スタッフもマスクを着用して業務を行って下さい。
<input type="checkbox"/> 機材や備品等の取扱い者を選定し、不特定の出演者、スタッフが共用しないようにして下さい。
<input type="checkbox"/> 定期的に楽屋、練習室等の扉を開放し、換気を行うと共に室内の机や内側のドアノブ等の消毒を行って下さい。 また、開演前・終演時、休憩時には舞台袖の出演者の待機場所についても主催者が消毒を行って下さい。
<input type="checkbox"/> 楽屋、練習室等で出演者及びスタッフが使用するアルコール消毒液については、主催者が用意して下さい。

その他、練習、リハーサル、準備及び撤去等においても同様に十分な対策を講じて下さい。

③ 感染が疑われる人が発生した場合の対応

感染が疑われる人が発生した場合、主催者が速やかに別室（他の出演者、スタッフが入らないようにした部屋）へ隔離を行って下さい。

対応するスタッフはマスクや手袋の着用を徹底して下さい。

速やかに施設管理者（ホール）、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けて下さい。

④ 事後の対策

使用した共用物品等はできる限り消毒して下さい。

ごみは、全て主催者が持ち帰って下さい。

感染が疑われる人が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行って下さい。

4. 施設管理者（ホール）が講じる対策

（1）消毒の実施及び消毒液の設置

施設や備品の使用開始前、使用終了後の消毒を行います。また、ホールの使用中においても入口扉やトイレ等の共用部については、こまめな消毒を行います。その他、ホールの入口及びトイレ内に手指消毒用の消毒液を設置します。

① 施設、常設設備の消毒

消毒箇所	実施回数
ドアノブ、手摺、点字案内、ソファ、トイレ（ドアノブ、水栓等）	使用の前後及び使用中の半日に1回程度
机、イス	使用の前後
給湯室（蛇口、コンロ等）、ピアノ	

② アルコール消毒液の設置

設置場所	数量
正面入口、練習室入口	正面入口2個、練習室入口1個、合計3個

1階男性・女性・多目的トイレ	各1個、合計3個
楽屋トイレ前通路	1個
2階男性・女性・多目的トイレ前通路	1個

③貸出備品の消毒

マイクは使用の都度、プロジェクター等の貸出備品は、貸出時にアルコール消毒を実施します。

(2) 適切な換気の実施

開演前、休憩時、終演後において扉を開けて換気を行います。

(3) サイン、ポスターによる周知

感染防止対策についてのご願い、取組みを各所に掲示します。

(4) 館内での飲食について

公演等の出演者が楽屋及び控室として使用する練習室・会議室で昼食及び夕食を取ることはできますが、すべてのごみは主催者が持ち帰って処分してください。

また、ロビー、共用部分については、水分補給を目的とする場合に限り飲み物を許可します。

附 則

このガイドラインは、令和2年11月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年1月14日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月22日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年7月12日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年8月2日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年9月13日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月25日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月23日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月23日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年2月1日から施行する。

【相談窓口】

◆摂津市 保健福祉部 保健福祉課

電話番号：06-6383-1386

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 15 分

◆新型コロナ受診相談センター

新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合

電話番号：06-7166-9911

受付時間：24 時間対応、土日祝休日も相談可

◆大阪府 府民向け相談窓口（大阪府ホームページ）

電話番号：06-6944-8197

受付時間：9 時 00 分～18 時 00 分（土曜・日曜・祝日も対応）

※事業所に関する支援策

◆厚生労働省 電話相談窓口（厚生労働省ホームページ）

電話番号：0120-565653

受付時間：9 時 00 分～21 時 00 分

◆外国語対応相談窓口

大阪府国際交流財団（OFIX）「大阪府外国人情報コーナー」

電話番号：06-6941-2297

対応時間：月曜日・金曜日（祝日除く） 9 時 00 分から 20 時 00 分まで

火曜日・水曜日・木曜日（祝日除く） 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

第 2 日曜日・第 4 日曜日 13 時 00 分から 17 時 00 分まで

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、
フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語

◆新型コロナウイルス多言語相談センター

（URL）<http://www.facebook.com/tagengosoudan/>